

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、令和3年度福井県公共工事入札監視委員会（第2回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

- 1 日 時 令和4年1月26日（水） 14:00～16:10
- 2 場 所 県庁10階 審問廷
- 3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - 1 入札および契約に係る制度の運用について
 - 2 抽出事案審議
 - 3 談合その他の不正行為に関する事項について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

- (2)-1 入札および契約に係る制度の運用について（令和3年4月1日～令和3年9月30日）
- ・ 契約件数、落札率の状況について説明
 - ・ 指名停止の運用状況について説明
 - ・ 総合評価落札方式の実施状況について説明

Q 総合評価と価格競争の落札率を比較した場合、総合評価が価格競争より高いが、3、4年前は逆だったように思う。以前と比べ、工事の発注状況が変化しているのか。

A 総契約件数が増加しており、総合評価による入札件数も増えている。昨年度および今年度上半期における総合評価と価格競争の落札率については資料のとおりであるが、工事の業種や規模により一概には比較できないため、過去の実績を踏まえ再度分析したい。

Q 随意契約の件数が増加しているが、災害だけでなく新型コロナの影響もあるのか。

A 今期は、「緊急の必要により競争入札に付することができないもの」として随意契約とした案件が多かった。これは令和3年7月29日早朝の嶺北地方を中心とした豪雨により、冠水による通行止めや河川の堤防決壊などが発生し早急に対応する必要が生じ、緊急的に発注したものである。

Q 災害などで緊急に対応する必要がある場合においても、見積書は複数の事業者から徴収するのか。

A 見積書は1者からのみ徴収しており、特命随契となっている。

Q 1者から見積書を徴収した場合において、予定価格を上回った場合はどうなるのか。

A 設計額以下で予定価格を上回った場合は、通常の入札と同様に、同じ事業者から再度見積書を徴収し、予定価格以下であれば契約を締結することになっている。

(2)-2 抽出事案審議

ア 抽出事案 1

- Q 工事の規模が大きくなり、高度な技術が不要とのことだが、入札参加資格をA等級としたのはなぜか。
- A 舗装工事においてはA等級とB等級しかなく、本案件については工事の規模や内容を勘案し、発注金額の基準によりA等級とした。

イ 抽出事案 2

- Q 残土処理工についてコストがかかることは承知しているが、運搬費用も含まれているのか。
- A 運搬費用も残土処理工に含まれている。

ウ 抽出事案 3

- Q 1者応札となった原因は。
- A 本建築物は木造で一部において県産材を使用することとなっているが、ウッドショックにより木材価格が上昇しており、事業者側が更なる価格上昇を懸念し、応札を控えたのではないかと推測している。

エ 抽出事案 4

- Q 構造物の処理はどうしているのか。そのコストは、どのように設計額に反映しているのか。
- A 構造物の撤去により発生したコンクリート殻は、再利用が可能であるものは再利用しており、できないものは運搬費用と処理費用を設計額に計上している。

オ 抽出事案 5

- Q 計画の改定業務については、本計画を策定した事業者がデータやノウハウなどを蓄積しているためコストを削減でき有利であると思うが、本計画と改定業務は全く別事業として発注しているのか。
- A 公共事業等の発注については競争入札が原則であり、特別な場合は随意契約ができるとされている。当業務は、本計画策定より5年経過していること、またその間、住宅行政に対するニーズも変化していること等を勘案し、改めて競争入札によることが適当と考えた。
- Q 調査、計画条件策定、本計画策定になると複数年にわたることも考えられるが、発注については単年度で行っているのか。
- A 複数年にわたる委託業務の場合、業務内容を区分し単年度で発注することもあるが、継続性が求められる場合は債務負担を設定し、長期契約とすることもある。

(2)-3 談合その他の不正行為に関する事項について

期間中に談合情報が2件あったことを報告